

平成 27 年 8 月 2 日

国会議員 各位

日本臨床心理士養成大学院協議会

理事会

会長 石川 啓

公認心理師法案についての声明

日頃から「心理職の国家資格化」にご尽力くださり、謹んで感謝申し上げます。

日本臨床心理士養成大学院協議会としましては、平成 26 年 9 月 28 日の当会総会において確認されたことに基づき、心理職の国家資格化に際して、平成 27 年 4 月 12 日付で、自由民主党「心理職の国家資格化を推進する議員連盟」会長様に宛てて、次の 2 点を要望いたしております。この要望内容を踏まえて、よりよい心理職の国家資格となりますように、慎重なご審議をお願い申し上げます。

1. 対人援助職としての心理職の資質が維持・保障できるように、臨床心理士の資格及びその養成のシステムを活かしていただきますようお願いいたします。

このことについて、提出されました「公認心理師」法案では、次のような点が問題になると考えます。

- 心理学はきわめて範囲の広い学問ですので、法案第 7 条の第 1 号の「心理学」については、対人援助の学問である臨床心理学を中心に据えることが資質の維持・保障をする上で必要であると考えます。

- 諸外国の心理職の水準に照らし合わせても、大学院の修士課程の水準の資質を維持する必要があります。法案第7条の第2号において、大学の学部で「心理学その他」を修めたというだけで公認心理師と同等の業務を行うことを認めていること、及び同第3号では受験資格に係る資質の認定そのものを別の形で主務大臣が行うとしていることなどは、心理職の資質の保障という点で大いに問題があります。

2. 他の職種との関係では、その連携を重視し、現状よりも国民の心理的支援の機会や選択を狭めることがないようにご検討をお願いします。

このことについて、提出されました「公認心理師」法案では、次のような点が問題になると考えます。

- 法案第42条第2項の条文（主治医の指示の条項）が適用されますと、医師の診療を受けている国民が心理的な支援を求めようとしても、国民が自ら判断してそれを行えないこととなりますので、現状の心理的支援の機会を狭め、ひいては国民の人権を制限するおそれがあります。
- この条文が適用されますと、教育・福祉など医療外における心理的支援についても医師の指示が必要という矛盾が生じ、公認心理師は国民に対して責任ある活動ができなくなると考えます。